

## 概要

日時：平成29年8月2日(水) 10:00～11:45

場所：地方分権改革推進室会議室（中央合同庁舎4号館8階）

会議の前半では、国土交通省から「地域公共交通政策について」、全国知事会（井戸敏三兵庫県知事）から「兵庫県における地域交通の現状と課題」、全国市長会（太田稔彦豊田市長）から「超高齢社会へ向けた持続可能な地域公共交通のあり方について」、全国町村会（戸田善規多可町長）から「中山間地域における持続可能な公共交通のあり方について」の説明があった後、意見交換を行った。

会議の後半では、地方公共団体からの提案（通番23）について、警察庁及び国土交通省からヒアリングを実施した。

## 会議前半の意見交換における主な発言要旨

地域公共交通会議を運営する地方公共団体の事務は自治事務であり、運営方法が法律上義務付けられていない限りは、基本的には地方公共団体の判断に委ねられるべき。地域に基本的な責任を持つ地方公共団体が地域公共交通会議の運営についてはその裁量で決められることが、地方分権の観点から重要。法律により定められ義務付けられている事項と地方公共団体の自由に任せるべき任意事項について、実施手続を地方公共団体の判断が責任を持ってできるようなガイドラインや通知を行うことが非常に望ましい。

地域公共交通会議等にかけるべき案件は、ガイドラインで一定のものは示しているが、基本的に関係者が重要な事項について合意をして進めない、その後持続可能なものにはならない。

ただし、各地域公共交通会議であらかじめ決めておくことで、一度合意された事項の反復的合意や軽微な変更等については、改めて会議で合意をとる必要はない。また、合意のとり方に関しては、各会議の自由であり、例えば、実際に要綱上、過半数で議決をするとしているところもある。

：専門部会構成員発言、      ：国土交通省発言、      ：全国知事会、全国市長会、全国町村会発言

# 第54回提案募集検討専門部会・第3回地域交通部会 合同部会の開催概要

## 会議前半の意見交換における主な発言要旨

コミュニティバスの導入の際、既存路線と運行範囲が重複している場合、既存事業者からクレームが付き地域公共交通会議等で合意ができないことが多く、コミュニティバスの運行が困難な場合がある。地域公共交通会議等の運営をしていく上で、本当は事務権限を地方へ移譲した方がよいが、会議の運営をきっちり見直す、弾力化する必要があるのではないかと。

ガイドラインは競合回避という点が強く出過ぎており、既存事業者のいる地区では調整が初めから困難となっている等、当事者としての地方公共団体の調整能力を相当低めているため、運用で相当緩和しなければ、現在の問題に対応できないのではないかと。

人口が減っていく、高齢化がますます進んでいくという時代背景の中、地域公共交通を取り巻く様々な法体系が、それに対応できているのかが整理されていない。骨太の方針がしっかりと整理をされて、そのベースが共有されない中で、地方の責任で地域公共交通を考えるべきだと言われたところで、既存の法体系の中で対応できなければ、地方としては取組のしようがない。とにかく骨太の方針をしっかりと出していただきたい。その上で、地方が責任を持ってそれぞれの仕方で合意形成をする。

当事者だけの議論あるいは当事者を無視して行政の権限で実行しても後々支障が出る。オープンな場で様々な人の意見を聴く中で当事者が納得し合うという手続を踏まなければ、結局、後の手間暇がかえってかかってしまうという実感を持つ。

色々な知恵を出して実践したいが、手続等をきちんとやると時間がかかる。様々な知恵を具体的に試す社会実験方式を構築して頂きたい。また、財源措置を含めた支援体制の構築をお願いしたい。

合意の方法等について運輸局・運輸支局から様々な助言・指導があるが、特に法令で明示されていない場合、助言・指導が運輸支局や運輸局によって大きく異なることがあるとともに、助言・指導が過ぎる場合がある。

様々な運用の仕方で、各運輸局・運輸支局により対応が異なる部分は明確化、周知徹底をする。また、地域公共交通会議等での検討プロセスや骨太の方針を、今後、しっかりと示していく。

自家用有償運送に関して、事務権限移譲が8県11市区町村というのは、少ないという印象。これはメリットがほとんど感じられないから。権限移譲されることで、自家用有償運送について裁量の幅が広がれば、多くの団体が移譲を希望すると思う。

：専門部会構成員発言、      ：国土交通省発言、      ：全国知事会、全国市長会、全国町村会発言